

図書館情報局

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

7休 1日(月)、8日(月)、15日(月・祝)、16日(火・振替休館日)
22日(月)、29日(月)

学習資料館 ☎ 43-3333

7休 1日(月)、8日(月)、15日(月・祝)、16日(火・振替休館日)
22日(月)、29日(月)、31日(水・月末整理休館)

イベント交流館(新潮社記念文学館) ☎ 43-3333

7休 1日(月)、8日(月)、22日(月)、29日(月)

田沢湖図書館からお知らせ

【イベント】

「おはなし玉手箱」

◎日時／ 7月27日(土) 10:00～

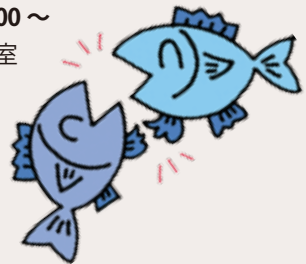
◎場所／田沢湖図書館 2階 会議室

なつのおはなし・うみのおはなし

さかなのおはなし…

紙芝居や絵本のよみきかせ

手話や歌 みんなで楽しもう



【テーマ展示】

さあ なつやすみ！ つくってみよう、しらべてみよう



学習資料館からお知らせ

夏休みの宿題に役立つ本

夏休みの宿題と言えば、まずは感想文ですね。学習資料館では、第59回青少年読書感想文全国コンクールの課題図書を2冊ずつ用意しました。また、読書感想文の指導書も多数取り揃えています。

そのほか、自由研究や工作・手芸など、宿題に役立つ本も集めてみました。どうかかなと悩んでいる児童・生徒の皆さん、当館でヒントを見つけてください。



新潮社から

寄贈された図書を紹介します

「聖痕」筒井康孝／「新世紀神曲」大澤信亮／「ことばは知らない ～Maru in Mishigan～」ジョンソン祥子／「マイ京都慕情」みうらじゅん／「いつも彼らはどこかに」小川洋子／「暗殺者たち」黒川創／「天使エスメラルダー9つの物語ー」ドン・デリーロ、柴田元幸(訳)、上岡信雄(訳)、都甲幸治(訳)、高吉一郎(訳)／「ドナルド・キーン著作集 第七巻 足利義政と銀閣寺」ドナルド・キーン、角地幸男(訳)、ほか／「視力回復で近視も老眼も怖くない 即効！「見る力」フィットネス」中川和宏／「悩みの99%が一気に解決！魔法のコンサル思考術」佐藤智恵／「地元菓子」若菜晃子／「ワダエミー世界で仕事をするということ」ワダエミ、千葉望／「便利」は人を不幸にする」佐倉統／「私たちはなぜ税金を納めるのかー租税の経済思想史ー」諸富徹／「金融の世界史ーバブルと戦争と株式市場ー」板谷敏彦／「ウェブ文明論」池田純一／「決断の条件」会田雄次／「ふたつの庭」大崎梢／「武士喰らい」矢野隆／「風屋敷の告白」藤田宜永／「来春までーお鳥見女房ー」諸田玲子／「美しい心臓」小手鞠るい／「愛に乱暴」吉田修一／「工学部ヒラノ教授のアメリカ武者修行」今野浩／「この世はウソでできている」池田清彦／

○新潮新書：「嘘の見抜き方」若狭勝／「反省させると犯罪者になります」岡本茂樹／「日本経済を壊す会計の呪縛」大畑伊知郎／「意にかなう人生 心と懷を豊かにする16講」加藤廣

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。

このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。

介護保険事務所 からのお知らせ

平成25年度介護保険料の納付について
介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

●普通徴収／7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(口座振替の申込用紙は金融機関窓口にて用意しています)

◎普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成25年度中に65歳になる方などです。

●特別徴収／年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

●問合せ／

◎介護保険事務所 保険指導班
☎ 0187(86) 3911

◎仙北市長寿支援課
☎ 43 2281

◎仙北市包括支援センター
☎ 43 2283

段階	区分(平成25年度の住民税課税状況)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受給している方か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	35,280円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	35,280円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下	44,100円	基準額×0.625
第4段階	住民税非課税世帯で、第1～3段階に該当しない方	52,920円	基準額×0.75
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	61,740円	基準額×0.875
第6段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、第5段階に該当しない方	70,560円	基準額
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満	88,200円	基準額×1.25
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満	105,840円	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上	123,480円	基準額×1.75

国民年金 だより

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、月額1万5040円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市役所の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市役所の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査を行います。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間(前1年間分)についても申請することができ、前1年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

※住民税申告が未申告の場合、免除の判定ができませんので必ず申告してください。